各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会 常務理事 竹野 将行

# 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する 政令の公布について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

• 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html

以上

日薬情発第24号令和6年4月23日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会 副会長 川上 純一

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する 政令の公布について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、独立行政法人医薬品医療機器総合機構健康被害救済部より 別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、同機構法施行令が一部改正され、本年4月1日より健康被害救済制度に おける給付金額が改正されたとのことです。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該改正については以下URLからもご確認いただけることを申し添えます。

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構

https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html

## 公益社団法人日本薬剤師会 御中

## 健康被害救済制度における給付金の改正について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構におきましては、医薬品による副作用 及び生物由来製品による感染等を原因とする健康被害に対し、救済業務を行っ ております。

今般、別添のとおり、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部が改正され、令和6年4月1日より健康被害救済制度における給付金額が改正されることとなりましたのでお知らせいたします。

貴団体傘下の会員企業に周知していただけますと幸いです。

なお、当該改正につきましては、当機構ホームページにおいてもお知らせしております。(https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html)

今後とも引き続き、健康被害救済業務への御理解と御協力を賜りますようお 願い申し上げます。

令和6年4月5日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部

#### 本件問い合せ先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

(電話) 03-3506-9460



医薬副 0329 第 3 号 令和 6 年 3 月 29 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬局総務課 医薬品副作用被害対策室長 (公印省略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を 改正する政令の公布について

本日、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令 (令和6年政令第115号。以下「改正政令」という。)が公布されました。改 正政令の内容は下記のとおりですので、御了知の上、各給付の適切な支給につ いてよろしくお願い申し上げます。

記

#### 1 改正内容

- (1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)が支給する医療手当の額について、医療を受けた日数等に応じ、月額 37,800 円から 38,900 円に、月額 35,800 円から 36,900 円に引き上げること(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令 (平成 16 年政令第 83 号。以下「施行令」という。)第5条第1項及び第2項関係)。
- (2) 機構が支給する障害年金の額について、障害の程度に応じ、2,875,200 円から 2,966,400 円に、2,299,200 円から 2,373,600 円に引き上げること(施行令第7条第1項関係)。
- (3) 機構が支給する障害児養育年金の額について、障害の程度に応じ、898,800円から927,600円に、718,800円から741,600円に引き上げること (施行令第9条第1項関係)。
- (4) 機構が支給する遺族年金の額について、2,514,000 円から 2,594,400 円 に引き上げること(施行令第 10 条第 5 項関係)。
- (5) 機構が支給する遺族一時金の額について、7,542,000 円から 7,783,200 円 に引き上げること(施行令第 11 条第 2 項関係)。

(6) 機構が支給する葬祭料の額について、212,000 円から 215,000 円に引き 上げること(施行令第 13 条第 1 項関係)。

### 2 施行期日等

- (1) 改正政令は、令和6年4月1日から施行すること(改正政令附則第1条)。
- (2) 令和6年3月以前の月分の医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺 族年金並びに同月31日以前に生じた死亡に係る遺族一時金の額について は、なお従前の例によること(改正政令附則第2条)。

OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE PARTY

TO THE RESIDENCE OF A DESCRIPTION OF THE PARTY OF THE PAR